

いずみ野小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月11日策定
(平成29年11月30日改定)
(令和 4年 3月25日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条】

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ① いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② 特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。
- ④ 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

- ・ 管理職・児童支援専任・教務主任・学年主任・児童支援委員・養護教諭等の複数の教職員によって構成する。（必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。）

(2) 委員会の運営

- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめを察知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口設定
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめは、「どの子にも起こりうる」という事実を踏まえ、すべての職員がいじめの未然防止に努める。

- ・ いじめ防止のためにどのような取り組みができるか児童運営委員会で話し合い、実施する。
（例：ポスター・朝会でのよびかけ・劇）
- ・ 人権教育、道徳教育を推進する。
- ・ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、年2回アンケート調査を行い、教職員間での情報共有や保護者、カウンセラーとの連携により早期発見に努める。

- ・ いじめの定義理解を含む教職員の研修を行う。
- ・ いじめを見逃さない教職員の見守り体制作りをし、情報共有の推進を図る。
- ・ 年2回のアンケート調査を行い、いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
- ・ 定期的な教育相談を実施する。
- ・ インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- ・ 保護者、地域、関係機関との連携を行う。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的な対応、支援・指導を行う。いじめを認知した職員は、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

- ・ いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針の決定、記録
- ・ 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・ 保護者の協力、警察署等関係機関との連携

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

本校において、「いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図る。職員の人権意識の向上やいじめ防止や人間関係にかかわる指導法などの研修を、年間を通じて行う。

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者会、学校説明会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校だより、学年だよりなどの広報活動を行う。

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える問題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取り組みの年間計画

月	取組内容（校内の取組／保護者・関係機関との連携）	
年間	いじめ防止対策委員会 学校カウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ いじめの定義・児童理解研修	入学式、懇談会、 学校運営協議会①で基本方針説明
5月	生活アンケート実施、中学校ブロック交流会①	学校説明会 地域訪問
6月	YP アセスメント実施① 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①）	学家地連（基本方針説明） 学校運営協議会②
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①） SOS の出し方教育プログラム実施	個人面談①
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9月	アンケート実施 自殺防止についての取組	懇談会 主任児童委員と専任の連絡会
10月	中学校ブロック代表者会議 YP アセスメント実施②	学校運営協議会③
11月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②） 中学校ブロック交流会②	学・家・地連（子ども会議取組発表）
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	個人面談 学校運営協議会④
1月	中学校ブロック代表者会議	
2月		入学説明会 学校運営協議会⑤
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	懇談会 学校説明会

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

- 学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含め見直しを検討し、措置を講じる。